

Q1 死亡届について教えてください。

死亡の事実を知ったときから7日以内に、①死亡した場所、②死亡された方の本籍地、③届出人の本籍地または住所地のいずれかの自治体に届出が必要です。届出人は、親族、同居者、家屋管理人等で、提出は葬儀社等に代行してもらうことも可能です。

Q2 火葬許可証と埋葬許可証の違いはなんですか？

A2 死亡届を提出すると火葬許可証が交付されます。火葬許可証を火葬場に提示すると、火葬後に日時を記入して返却され、それが埋葬許可証となります。この埋葬許可証がないと墓地に埋葬ができませんので大切に保管してください。

Q3 死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか？

A3 本籍地が練馬区で、練馬区に死亡届を出された場合は、基本的に10日程度（土日祝日を除く）で死亡が記載された戸籍が取得できます。本籍地や死亡届の提出先が練馬区外の場合は、取得可能な日にちが異なりますので、各市区町村にお問い合わせください。

Q4 デジタル遺産とは何ですか？

A4 お亡くなりになった方が、スマートフォンなどで管理していたお金に関する財産（ネット銀行の預金残高、各種ポイントなど）のことです。確認するためには、IDやパスワードが必要となります。このため、対応方法をエンディングノートに記載するなどして、事前に準備しておくとう安心です。

Q5 戸籍謄本（戸籍の証明書）が必要になることがある手続きは何ですか？

A5

- 年金の受給権者および加入者の死亡による給付手続き（未支給年金等）
- マル障の還付手続き
- 自動車所有権を移転するとき
- 銀行預金や証券の名義変更
- お墓の名義変更
- 生命保険などを受け取る時
- 高額療養費の手続き
- 相続や相続放棄の手続き

Q6 住民票（除票）の写しが必要になることがある手続きは何ですか？

A6

- 年金の受給権者および加入者の死亡による給付手続き（未支給年金等）
- 相続登記